

5 2020  
May

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2020 6 日 1 7 14 21 28	月 2 8 15 22 29	火 3 9 16 23 30	水 4 10 17 24 31	木 5 11 18 25	金 6 12 19 26	土 7 13 20 27
3 友引 憲法記念日	4 先負 みどりの日	5 仏滅 こどもの日	6 大安 振替休日	7 赤口	8 先勝	9 友引
10 先負	11 仏滅 4月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(4月雇入分)	12 大安	13 赤口	14 先勝	15 友引	16 先負
17 仏滅	18 大安	19 赤口	20 先勝	21 友引	22 先負	23 仏滅
24 大安 31 赤口	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負	29 仏滅	30 大安

## 5 総務・経理のお仕事カレンダー 月の税務と労務



### 税務

- 4月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付  
→ 5月11日(月)まで
- 令和2年3月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など) **Check!**  
★3月末決算法人では平成31年度税制改正(研究開発費税額控除等)の適用に注意。  
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。  
→ 決算当日(月末決算では6月1日(月))まで
- 令和2年9月決算法人の中間申告(法人税・消費税など)  
→ 決算当日(月末決算では6月1日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち6月・9月・12月決算法人の中間申告と納付  
→ 決算当日(月末決算では6月1日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち2月・3月決算法人を除く法人の中間申告と納付  
→ 決算当日(月末決算では6月1日(月))まで
- 自動車税(第1期分)の納付  
→ 都道府県条例指定日まで
- 個人住民税(都道府県民税及び市町村民税)の特別徴収額の通知  
★令和2年6月から翌年5月支給の給与より控除  
→ 6月1日(月)まで

### 労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(4月雇入分)  
→ 5月11日(月)まで

- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の4月雇入・離職分)  
→ 6月1日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(4月分)  
→ 6月1日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

### Column 雇用調整助成金に関する税務と労務

昨今、新型コロナウイルスが猛威を振るっており、雇用調整助成金の拡充が実施されています。

#### 【税務上の措置】

雇用調整助成金を受領した場合、消費税は不課税となり、法人税は受給確定時点で益金計上することになります。

#### 【労務上の措置】

この感染症の影響に伴う事業活動縮小では、雇用調整助成金の特例が実施されています。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が対象
- ②令和2年1月24日～7月23日の間に開始した休業等が対象
- ③特例→・生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮  
・最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象  
・事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象

また、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」が創設されました。

執筆時点の情報ですので、詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。



# 5分で読める! 税務基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



## スポーツ観戦費用は福利厚生費?

福利厚生の一環として東京オリンピック・パラリンピックなどのスポーツ観戦を行った場合には、原則として会社は福利厚生費（損金）で処理ができ、役員や従業員は給与課税されることはありません。

しかし、特定の役員や従業員だけが観戦を行う場合、そのチケット代を会社が負担したときは、給与課税を受けることがあります。

### ● レクリエーション費用の取扱い

役員や従業員のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる忘年会、新年会、旅行、スポーツ観戦等の費用を会社が負担した場合には、会社は福利厚生費として処理ができ、役員や従業員は給与課税を受けることはありません。

ただし、特定の役員や従業員だけを対象としたり、あまりにも費用が高額な場合は、役員又は従業員は給与課税を受けることがあります。

### ● レクリエーション不参加者の取扱い

レクリエーション不参加者に対して金銭を支給した場合、それが会社の業務の必要に基づき不参加になったことに代えて支給されたものであれば、その支給を受けた者についてだけ給与課税を受けます。

ただし、自己の都合で不参加になった者にまで金銭を支給すると、全ての参加者に対して、不参加者への支給額相当の給与課税がなされます。



### ● 観戦に合わせて慰安旅行を行った場合の取扱い

レクリエーションの一環としてスポーツ観戦に合わせて慰安旅行を行った場合には、その旅行の企画立案、規模、行程、従業員等の参加割合や参加者の負担額などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととなりますが、次の条件のいずれにも該当する場合には、会社負担が多額になる等のケースを除き、会社は福利厚生費として処理ができ、役員や従業員は給与課税を受けることはありません。

ただし、下記①～②の要件を満たしている場合であっても、役員等の特定の者を対象としている等の場合、その旅行に係る費用は給与（役員の場合原則損金不算入）としての取扱いを受けるので注意が必要です。

① 旅行に要する期間は4泊5日（海外旅行のときは目的地の滞在日数）以内であること

② 旅行の参加者が全従業員の50%以上であること\*

\* 工場、支店等の単位で旅行を行う場合は、その工場、支店等の従業員の50%以上が旅行に参加していることが必要です。